一般社団法人日本原子力学会　0303

事業活動にかかわる本部管理費、貸付金、価格設定、収支処理に関する規程

2025 年 5 月 29 日　第 8 回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）がおこなう事業活動における本部管理費の扱いならびに貸付金、価格設定、余剰金、欠損金が生じた場合の収支処理等について定める。

（用語の定義）

第２条　本規程に用いる用語は以下のとおり定義する。

（１）「本部管理費」とは、各種事業活動に伴い発生する本部費用等本部の財源を確保するための費用をいう。なお、本部費用等とは、組織規程（0103）で定める本部の活動に要する費用（本部が部会、支部等の事業を実施する組織を支援するために必要な費用を含む）、社員総会開催に要する費用、監事の活動に要する費用をいう。

（２）「寄付金等」とは、本会の各組織に対し、外部から入金される寄付金、賛助金、協賛金、補助金等をいう。ただし、受託金、基金のための入金は除く。

（３）「受託金」とは、外部の委託により研究、調査等をおこなうための外部からの入金をいう。本規程では、特別専門委員会を設置しておこなう「受託金」と同委員会を設置せずにおこなう「その他受託金」を区別して取り扱う。

（４）「配分金」とは、本部から年度ごとに会費等を原資として部会、支部等に配分される資金で、配布金、交付金、支援金等の総称をいう。なお、配分は規程に基づきおこなう（「会費収入の部会・支部等への配分に関する規程」（0302）参照）。

（５）「収支を伴う事業」とは、受託事業および出版事業等をいう。

（６）「会議・シンポジウム等」とは、部会・支部等が主催または共催する国内外の会議・会合、講演会、シンポジウム、セミナー等をいう。

（７）「関係委員会」とは、総務財務委員会ならびに、当該事業活動と直接関係する企画委員会、国際活動委員会、部会等運営委員会、支部協議委員会等をいう。

（８）「責任部門」とは、受託事業の実施の申請にあたり記載する、収支責任を有する部会あるいは連絡会等をいう。

（９）「独自事業予算」とは、本条（６）に示す「会議、シンポジウム等」の実施、あるいは著作物の刊行をおこなうために、本条（４）に示す「配分金」によらず、独立して収支を管理する予算をいい、収入を「独自事業収入」、支出を「独自事業支出」という。

（寄付金等に対する本部管理費）

第３条　部会・支部等が寄付金等の外部入金を受けた場合は、その入金額の 20%を本部管理費として計上する。

２　対象組織を特定せず本会に対して寄付金等の外部入金を受けた場合は、入金額の 20%を本部管理費として計上する。
３　本条１項および２項の規定にかかわらず、寄付金等の提供者において間接費用に関する定めがある場合は、その定めによる。

（受託金に対する本部管理費）
第４条　本規程２条（３）で定める受託金については、原則として 50 万円あるいは受託金入金額の 20%のいずれか多い額を本部管理費として計上する。

（その他受託金に対する本部管理費）
第５条　本規程２条（３）で定めるその他受託金により調査研究等の受託事業をおこなう場合は、原則としてその他受託金入金額の 20%を本部管理費として計上する。

（会議・シンポジウム等への貸付金）
第６条　会議・シンポジウム等において事前の貸付金が必要な場合は、本部資金または国際協力基金（国際会議関係に限る）から 300 万円を上限に必要な金額の貸付を受けることができる。
２　前項により貸付を受ける場合は、関係委員会の審議を経て理事会に諮る。
３　貸付金の返済は、会議・シンポジウム等における収入からおこなう。ただし、収支の状況により返済が困難な場合は、貸付後原則 3 年以内に配分金から返済することを認める。その場合、返済計画を作成し、関係委員会の審議を経て理事会に諮る。

（収支を伴う事業および会議・シンポジウム等）
第７条　収支を伴う事業および会議・シンポジウム等（以下、「収益事業等」という）は、独立採算を原則とし、各事業単位で収支を管理する。本条 3 項により繰越金あるいは配分金を活用した場合も、事業単位での収支の算定をおこない、本部に報告する。
２　収益事業等において、販売価格や参加費の金額設定にあたっては、会員向け価格、非会員向け価格の間で有意な差を設けることを原則とし、その考え方は別途定める。
３　会議・シンポジウム等は、予算編成時等に計画され理事会の承認が得られれば、繰越金および配分金の同事業への活用を認める。

（繰越金の活用）
第７条の２　繰越金は、本条 2 項に示す用途に使用するものとする。本条第 2 項以外の用途に使用する場合は、総務理事による承認を得るものとする。
２　使用する用途は下記とする。
・収益事業（事前準備に伴う活動を含む）
・対面の運営小委員会会合用の会場使用料および出席委員の旅費
・本会および各組織が主催するセミナー等の学生参加者（本会会員に限る）の旅費（宿泊費含む、以下同じ）の補助、講師（本会会員、非会員を問わず）の旅費の補助および非会員の講師への謝金の支払い

・各組織の本会学生会員および若手研究者の海外発表に関する参加費旅費等の補助
・収益を伴わない（参加費無料等）セミナーの開催費用（会議費、印刷費）
・各組織のホームページの改修（定期的な保守管理費用を除く）にかかる費用

3　繰越金の不足により収益事業の赤字補填ができなくなることを避けるため、単年度に収益事業以外に使用する繰越金の上限は、繰越金額から 100 万円を差し引いたもの、または繰越金額の 50%のうち、金額の高い方とする。上限額を超える支出を行う場合は、総務理事の承認を得るものとする。

4　年会・大会参加者の旅費補助に繰越金を活用することは禁止する。ただし、各組織が主催する発表会等における表彰の副賞として本会の学生会員に対して使用される場合を除く。

（余剰金）

第８条　各部門において、年度末に受託事業を除く全活動の収支を算定し、余剰金が生じた場合は、以下の取り扱いとする。

①　支出合計が配分金を下回る場合は、差額を本部に返納し、独自事業収入、収支を伴う事業の収入（以下、「その他収入」という）があれば収入の 20%以上を本部に納付する。残額については関連部会等に繰り入れることができる。

②　支出合計が配分金を上回り、かつ、配分金とその他収入の合計を下回る場合は、差額（余剰金）の 20%以上を本部に納付する。

2　受託事業については、最終年度の事業終了時点で余剰金が生じた場合は、当該事業の責任部門の内部保留金に繰り入れることができる。

（欠損金）

第９条　各部門において、上記の受託事業を除く全活動の年度収支において欠損金が生じた場合は、内部留保金から優先して引当てをおこなう。受託事業については、当該事業の責任部門の内部留保金、年度予算の残金から優先して引当てをおこなう。

2　前項により欠損金の充当ができない場合は、次年度以降の配分金の減額等により返済するものとする。

3　前項により欠損金の充当ができない場合は、すみやかに関係委員会に報告し、関係委員会はその処置方針を決定し理事会に諮る。この際、予算外支出を伴う場合は、別途定めるところによる。

（その他）

第 10 条　上記に定める以外で本部管理費、貸付金、余剰金および欠損金等に関し疑義が生じた場合は、当該組織と関係委員会の間で調整のうえ、理事会にてその取り扱いを決定する。

（改定）

第 11 条　本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1　本規程は、理事会の決定をもって施行する。ただし平成 25 年度決算までの運用については、なお改定前の規程にしたがうことができる。

2　改定履歴

①平成 22 年 10 月 1 日　第 512 回理事会制定

②平成 23 年 2 月 1 日　第 514 回理事会改定

③平成 23 年 3 月 22 日　第 515 回理事会改定

④平成 23 年 5 月 31 日　第 516 回理事会改定

⑤平成 24 年 5 月 30 日　第 8 回理事会改定

⑥平成 24 年 9 月 14 日　第 11 回理事会改定

⑦平成 26 年 1 月 30 日　第 6 回総務財務委員会起案、平成 26 年 1 月 30 日　第 5 回理事会承認

⑧平成 26 年 7 月 18 日　第 1 回総務財務委員会起案、平成 26 年 7 月 31 日　第 2 回理事会承

⑨平成 26 年 10 月 20 日　第 4 回総務財務委員会起案、平成 26 年 10 月 31 日　第 4 回理事会承認

⑩平成 30 年 2 月 22 日　第 7 回総務財務委員会起案、平成 30 年 3 月 20 日　第 7 回理事会承認

⑪平成 30 年 4 月 17 日　第 9 回総務財務委員会起案、平成 30 年 5 月 29 日　第 8 回理事会承認

⑫2021 年 5 月 19 日　第 10 回総務財務委員会起案、2021 年 5 月 27 日　第 8 回理事会承認

⑬2021 年 11 月 16 日　第 4 回総務財務委員会起案、2021 年 11 月 30 日　第 5 回理事会承認

⑭2021 年 12 月 16 日　第 5 回総務財務委員会起案、2022 年 1 月 25 日　第 6 回理事会承認

⑮2022 年 3 月 14 日　第 8 回総務財務委員会起案、2022 年 3 月 25 日　第 7 回理事会承認

⑯2024 年 7 月 26 日　第 1 回総務財務委員会起案、2024 年 8 月 8 日　第 2 回理事会承認

⑰2024 年 10 月 25 日　第 3 回総務財務委員会起案、2024 年 10 月 30 日　第 4 回理事会承認

⑱2025 年 4 月 17 日　第 9 回総務財務委員会起案、2025 年 5 月 29 日　第 8 回理事会承認

附則

1　平成 26 年 1 月 30 日改定の規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 26 年 7 月 31 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

3　平成 26 年 10 月 31 日改定の規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4　平成 30 年 3 月 20 日改定の規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

5　平成 30 年 5 月 29 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

6　2021 年 5 月 27 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

7　2021 年 11 月 30 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

8　2022 年 1 月 25 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

9　2022 年 3 月 25 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

10　2024 年 10 月 30 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

11　2025 年 5 月 29 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。